

各 幕 僚 長
統合幕僚会議議長 殿
附 属 機 関 の 長
防衛施設庁長官

事 務 次 官

宗教的活動について（通達）

宗教的活動については、憲法第20条及び第89条に明記されているところに従って指導されているところであるが、今後更に下記事項について周知徹底を図り、もってこの種問題に関する隊員の指導と隊員個人の信教の自由の尊重に適正を期せられたく、念のため通達する。

記

1 殉職隊員の合祀について

殉職隊員の慰霊のため神社への合祀に関し、部隊の長等が公人として奉斎申請者となることは、厳に慎むべきである。

また、国家機関でない自衛隊遺族会、隊友会等の団体が上記のような宗教的活動を実施することは可能であるが、部隊等がこれらの団体に合祀を推進するよう働きかけたり、宗教団体とこれら団体との連絡や合祀に必要な事務を代行することも宗教的活動に関与したことになるので注意しなければならない。

2 部外行事への協力について

宗教的色彩を帯びた行事（神官、僧侶、牧師等の主宰する祭典、儀式等）に溶込んだ形で、自衛隊の音楽隊、ラッパ隊、儀じょう隊等が参加することは、主催者が宗教団体、非宗教団体のいずれを問わず、宗教的活動に関与したことになるので、厳に慎むべきである。

部隊等が宗教的色彩を帯びた行事に労力支援、物品貸与等の便宜を供することは、主催者が宗教団体、非宗教団体のいずれを問わず宗教的活動に対して便宜を供したことに

なるので、厳に慎むべきである。

3 部外行事への参加について

非宗教団体が主催する慰霊祭、追悼式等であって非宗教的色彩がないものに参加することはむろん差支えない。また、それが宗教的形式をとる場合であっても社会儀礼上相当であると認められるものである限り、部隊の長等がその招待に応じて、公人として参加することは差し支えない。

神祠、仏堂、その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝すること及び隊員に参加を強制することは厳に慎むべきである。

4 宗教教育及び布教活動について

部隊の長等は、特定の宗教のための宗教教育を行い、職務上の地位を利用して特定の宗教を奨励し、若しくは布教活動を行ってはならない。また、特定宗教を信仰することのみを理由として身分上の取扱いに特別の利益又は不利益を与えてはならない。

5 宗教上の施設について

施設内に神祠、仏堂その他の礼拝所等宗教上の施設を設けることは、国費の支出を伴わない場合であっても厳に慎むべきである。

6 部隊等で実施する葬儀及び追悼式について

部隊等で実施する葬儀は、原則として非宗教的形式によるものとする。

また、部隊等が実施する追悼式又は慰霊祭は、非宗教的形式によるものとする。